

大阪市産業廃棄物処理指導方針

平成 24 年 3 月

大阪市環境局

本指導指針の本文では、次のとおり法令等の記載を省略して記載します。

正式名称	省略した記載
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物処理法
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	PCB 特措法
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	廃棄物条例
大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則	廃棄物規則

はじめに

国においては、産業廃棄物の適正処理、減量化および再生利用の推進を図るため、累次の廃棄物処理法の改正を行うとともに、リサイクル関連法令の整備や循環型社会形成推進基本計画の策定など、循環型社会形成に向けた関係法令が整備されてきました。

また、都道府県においては廃棄物処理法に基づき、廃棄物の発生量、処理量の見込み、減量その他適正処理に関する基本的事項（目標、目標達成に必要な措置）等を定めた廃棄物処理計画を法定計画として策定しなければならないこととなっています。

そこで、大阪府では、これまで実施してきた施策の取組状況を踏まえ、平成 23 年度に新たな廃棄物処理計画（大阪府循環型社会推進計画）を策定しています。計画の策定にあたっては、大阪府域における産業廃棄物の排出状況や処理状況等の実態を把握するため、大阪府、大阪市および堺市が連携して調査を行っており、本市が行った大阪府域の実態調査の結果について、大阪府が策定する計画の基礎データとして反映させています。

本市では、廃棄物処理法に基づき市内の産業廃棄物の排出事業者や産業廃棄物処理業者等に対する規制指導を法定受託事務として行う必要があり、本市が行った実態調査の結果を踏まえ、大阪府域の現状把握と課題の抽出を行うとともに今後の産業廃棄物処理対策について検討を行い、今回の大阪府循環型社会推進計画との整合をはかり、本市における指導方針としてとりまとめました。

目 次

第1章 大阪市域における産業廃棄物処理の状況	1
第1節 大阪市域における産業廃棄物処理の現況	1
第2節 第4次大阪市産業廃棄物処理計画の目標達成状況	8
第3節 大阪市域における産業廃棄物排出量等の将来予測	9
第2章 大阪市域における産業廃棄物処理に関する課題	10
第3章 大阪市域における産業廃棄物の処理に関する課題への解決へ向けて	12
第1節 事業者の取組み	12
第2節 産業廃棄物処理業者の取組み	13
第3節 市民の取組み	13
第4節 行政の取組み	13
第5節 相互の取組み	14
第4章 大阪市産業廃棄物処理指導方針	15
第5章 指導方針の点検見直し	20

第1章 大阪市域における産業廃棄物処理の状況

第1節 大阪市域における産業廃棄物処理の現況

平成22年度の大阪市域における産業廃棄物の発生から処理、処分の状況、産業廃棄物の処理に関する排出事業者の意識などの状況は次のとおりです。

1 産業廃棄物の処理処分状況の概要

平成22年度の産業廃棄物の発生量は6,262千トン、排出量(有償物量を除く)は6,029千トンとなっており、そのうち5,920千トン(98.2%)が中間処理され、3,538千トン(58.7%)が減量化されています。

また、中間処理後の再生利用量と中間処理されることなく直接再生利用されている量を合わせた再生利用量は2,258千トンであり、排出量の37.4%となっています。

一方、中間処理後の最終処分量と中間処理されることなく直接最終処分されている量を合わせた最終処分量は233千トンであり、排出量の3.9%となっています(図1)。(四捨五入のため、合計値が一致しない場合あり。以下同様。)

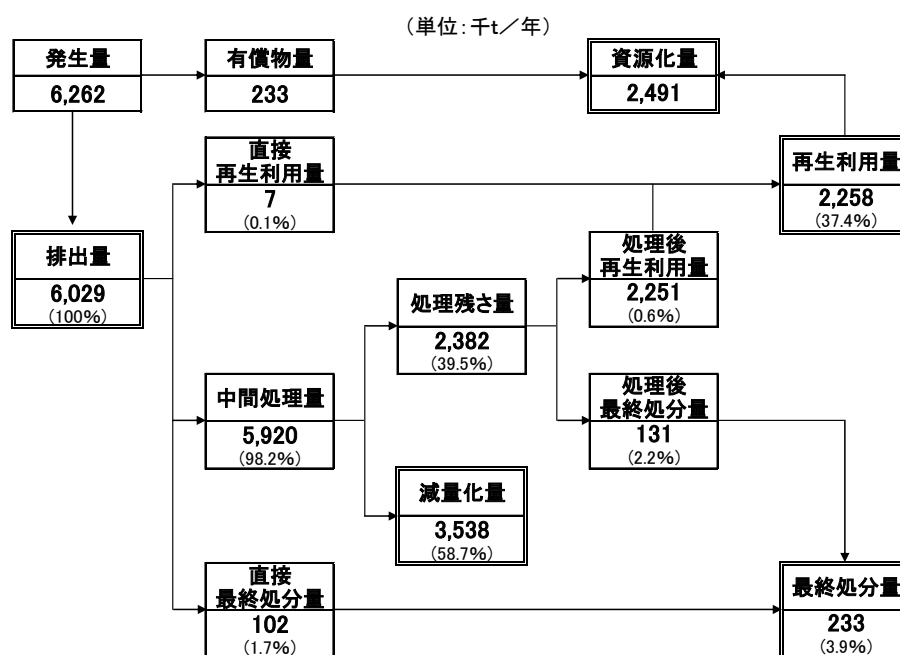


図1 産業廃棄物の処理処分状況 (平成22年度)

(1) 排出量

産業廃棄物の業種別排出量は、電気・水道業が2,482千トン(41.2%)、建設業が2,306千トン(38.2%)、製造業が1,180千トン(19.6%)となっており、これら3業種で全体の99.0%を占めています。

一方、産業廃棄物の種類別排出量は、汚泥が3,799千トン(63.0%)、がれき類が1,390千トン(23.1%)、鉱さいが191千トン(3.2%)となっており、これら3種類で全体の89.3%を占めています(図2)。

また、最も排出量の多い汚泥は電気・水道業が2,476千トン(65.2%)を占め、以下、建設業が690千トン(18.2%)、製造業が627千トン(16.5%)となっています。

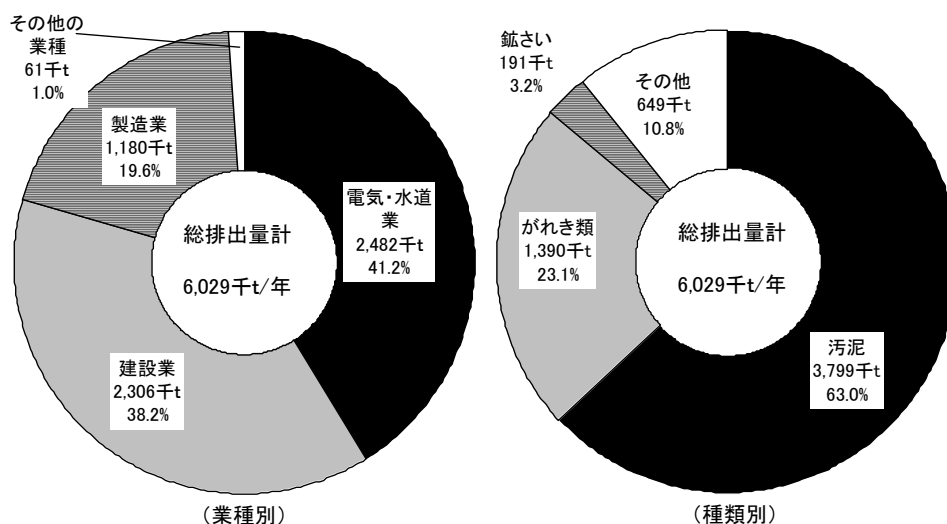


図2 産業廃棄物の排出量 (平成22年度)

(2) 再生利用量・減量化量・最終処分量

再生利用量は、がれき類、汚泥、鉱さいの3種類で全体の約8割となっており、建設業と製造業が9割以上を占めています。

減量化量は、汚泥が9割以上となっており、電気・水道業の割合が多くなっています。

最終処分量は、汚泥と建設混合廃棄物などの混合廃棄物等で約7割を占めており、建設業が約5割を占めています。

再生利用量・減量化量・最終処分量の詳細は、資料編 図1から図3に示しています。

2 業種別処理処分状況

産業廃棄物の総排出量のほとんどを占める建設業、製造業、電気・水道業における産業廃棄物の処理処分状況は次のとおりです。

(1) 建設業における処理処分状況

建設業においては、産業廃棄物の排出量2,306千トンのうち、73.9%の1,704千トンが再生利用され、20.9%の481千トンが減量化され、5.2%の121千トンが最終処分されています（図3）

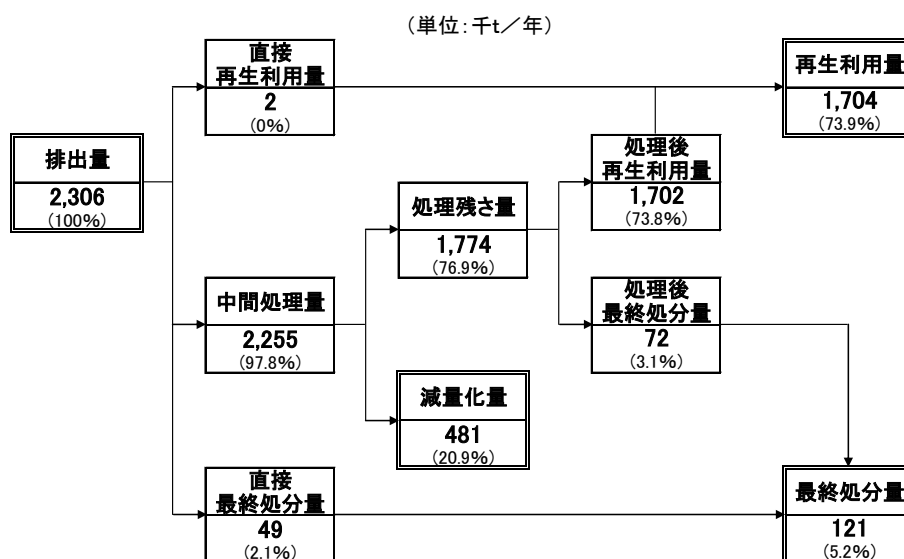


図3 建設業における産業廃棄物の処理処分状況（平成22年度）

(2) 製造業における処理処分状況

製造業においては、産業廃棄物の排出量 1,180 千トンのうち、43.1%の 509 千トンが再生利用され、49.2%の 581 千トンが減量化され、7.6%の 90 千トンが最終処分されています（図 4）。

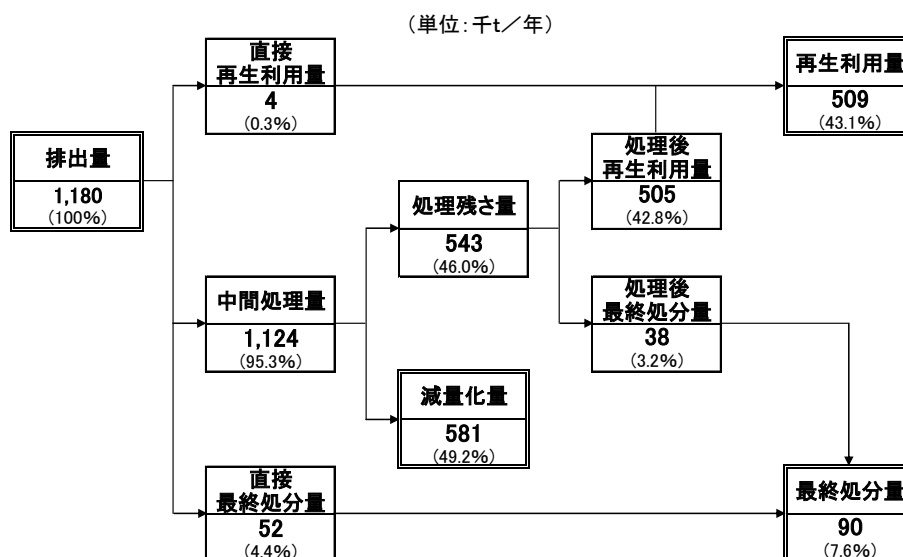


図 4 製造業における産業廃棄物の処理処分状況（平成 22 年度）

(3) 電気・水道業における処理処分状況

電気・水道業においては、産業廃棄物の排出量は 2,482 千トンとなっており、0.6%の 14 千トンが再生利用され、98.7%の 2,450 千トンが減量化され、0.7%の 17 千トンが最終処分されています（図 5）。

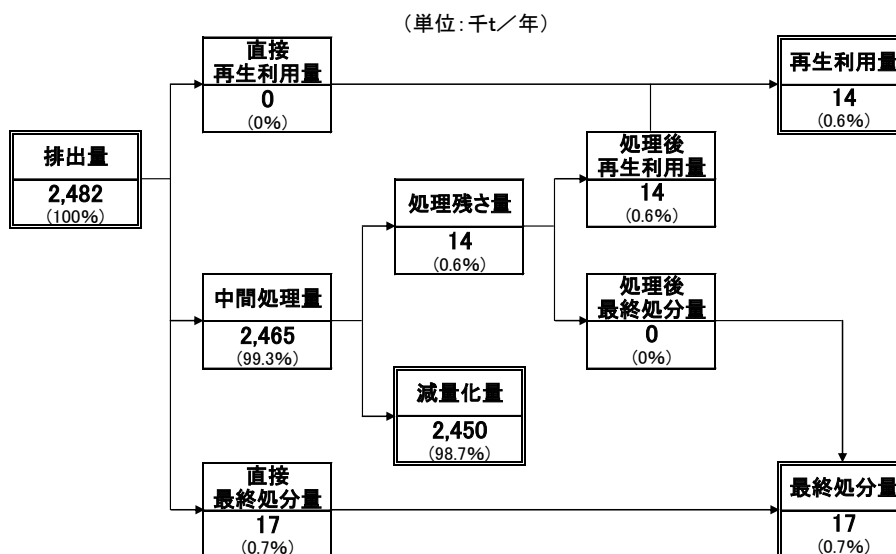


図 5 電気・水道業における産業廃棄物の処理処分状況（平成 22 年度）

3 産業廃棄物の処理処分状況の推移

産業廃棄物の排出量や処理処分状況については、概ね 5 年ごとに調査を実施しています。平成 12 年度および平成 17 年度ならびに平成 22 年度における再生利用量・減量化量・最終処分量の推移は次のとおりです。

(1) 再生利用量・減量化量・最終処分量の状況

平成 12 年度、平成 17 年度、平成 22 年度の排出量に大きな変化はありません。また、再生利用量および減量化量は、平成 17 年度と平成 22 年度の調査結果にほとんど差はありませんが、平成 12 年度の調査結果と比較すると再生利用量は増加し、減量化量は減少しています。最終処分量は、平成 12 年度の調査結果から減少してきています（図 6）。

種類別排出量の推移にほとんど変化はありませんでした（資料編 表 4）。

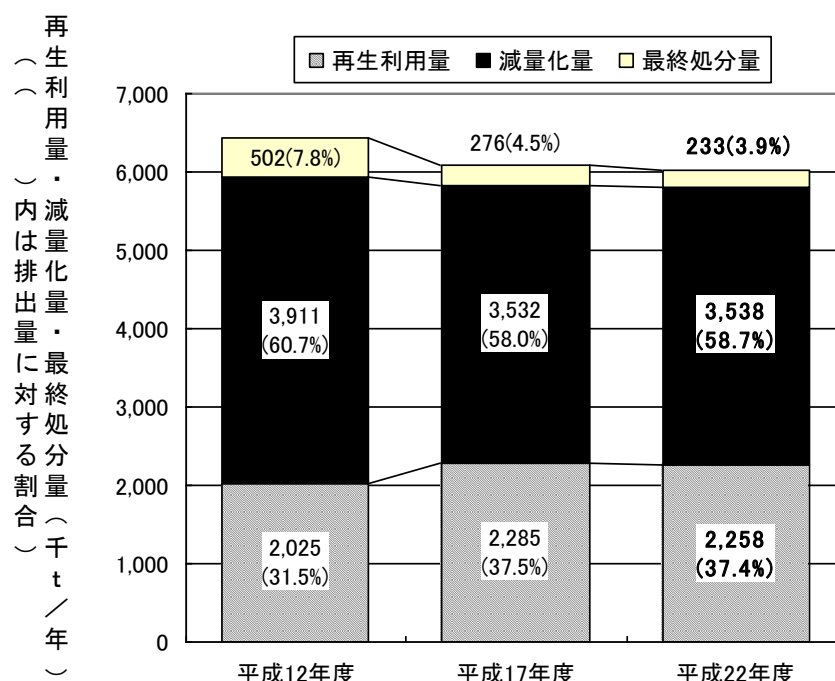


図 6 再生利用量・減量化量・最終処分量の推移

(2) 業種別再生利用量・減量化量・最終処分量の推移

業種毎の再生利用量・減量化量・最終処分量について10年前と比較すると、建設業の排出量は増加し、減量化量も増加していますが、最終処分量は減少しています。

製造業においては、排出量が減少してきていますが、再生利用量、減量化量、最終処分量の割合にほとんど変化はみられません。

電気・水道業においては、排出量の9割以上が減量化されており、排出量、最終処分量ともに減少傾向にあります(図7)。

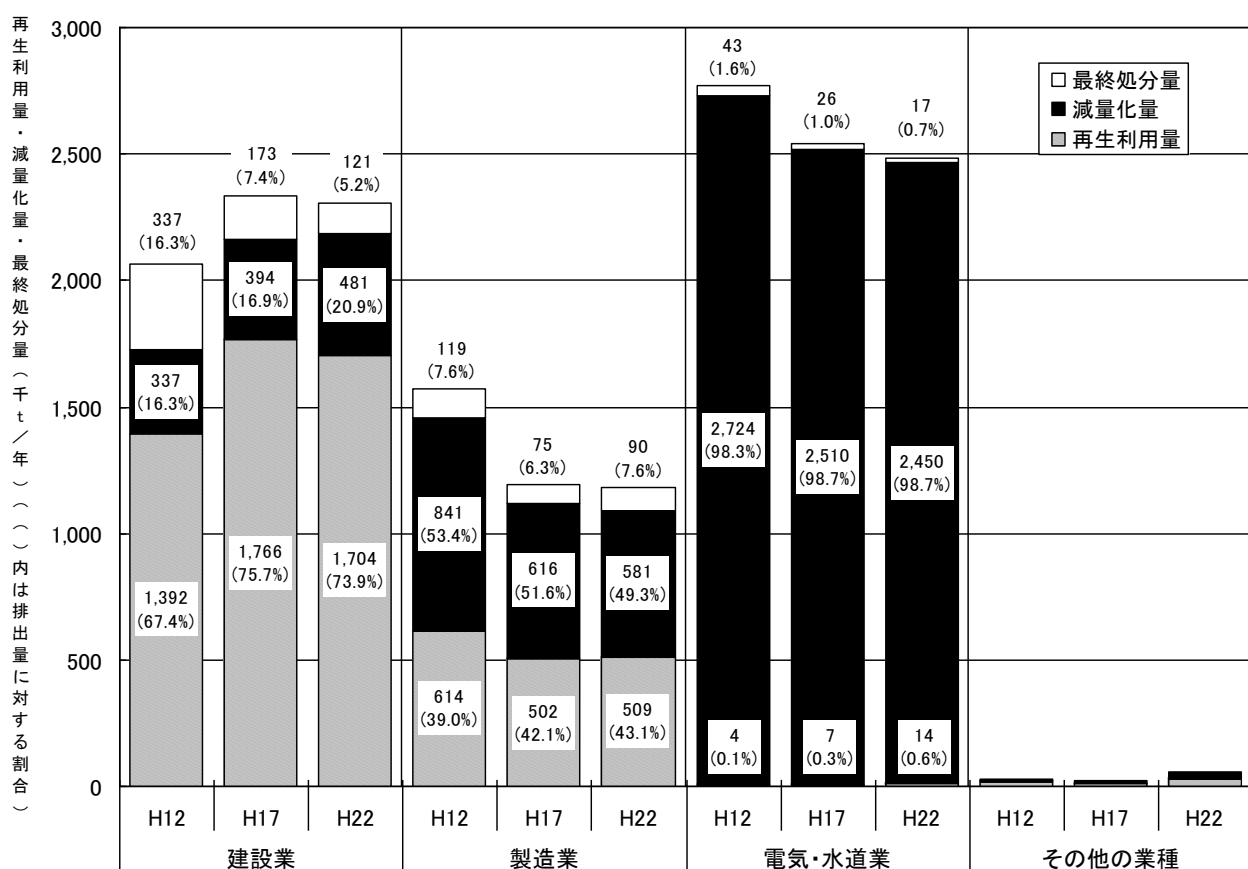


図7 業種別の産業廃棄物の再生利用量・減量化量・最終処分量

(平成12年度、17年度、22年度)

4 産業廃棄物の処理に関する意識等調査結果

製造業、卸売・小売業、飲食業の小規模事業場（従業員数 30 人もしくは 300 人未満）および公務の事業場を対象として、廃棄物の排出状況および適正処理やリサイクルに関する意識等の調査に関する結果は次のとおりです。

(1) 産業廃棄物の処理状況

小規模事業場から多く排出される産業廃棄物は金属くずおよび廃プラスチック類となっており、これらの産業廃棄物の処理方法は、金属くずについては再生割合が高い一方で廃プラスチック類においては焼却等の廃棄処分の割合が高くなっています。（資料編 表 5）

(2) 適正処理等の取組み

小規模事業場における産業廃棄物と一般廃棄物の分別など廃棄物の適正区分や適正処理の取組みは、従前より進められつつありますが（資料編 図 6）、産業廃棄物の適正処理に関しては、処理委託契約の締結や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用などが徹底されていない事業場があります（資料編 図 7～10）。また、廃棄物のリサイクルについては、処理費用がかさむ、分別が困難やリサイクル業者が分からないなどを理由にその取組みが進んでいない事業場があります（資料編 図 11, 12）

第2節 第4次大阪市産業廃棄物処理計画の目標達成状況

平成15年3月に策定した「第4次大阪市産業廃棄物処理計画（平成14年度～平成22年度）」の目標値に対して、22年度実績値は、排出量、再生利用量、最終処分量において目標を達成していました（表8）。

1 排出量

平成22年度の排出量は6,029千トンで平成22年度の目標値より146千t少なく、22年度の目標を達成しています。

2 再生利用量

平成22年度の再生利用量は2,258千トン（再生利用率は37.4%）で、平成22年度の目標値より185千トン多く、目標値の再生利用率33.6%よりも3.8ポイント高く、目標を達成しています。

3 減量化量

平成22年度の減量化量は3,538千トン（減量化率は58.7%）で、平成22年度の目標値より243千トン少なく、目標値の減量化率61.2%よりも2.5ポイント低い結果となっています。

4 最終処分量

平成22年度の最終処分量は233千トン（最終処分率は3.9%）で、平成22年度の目標値より87千トン少なく、目標値の最終処分率5.2%よりも1.3ポイント低く、目標を達成しています。

表8 数値目標の達成状況

(単位:千t/年)

	平成12年度	平成17年度	今回調査 平成22年度	平成22年度 (目標値)	参考 平成17年度 目標値
排 出 量	6,438 (100.0%)	6,093 (100.0%)	6,029 (100.0%)	6,175 (100.0%)	6,283 (100.0%)
平成12年度比	-	0.95	0.94	0.96	0.98
再 生 利 用 量	2,025 (31.5%)	2,285 (37.5%)	2,258 (37.4%)	2,073 (33.6%)	2,029 (32.3%)
減 量 化 量	3,911 (60.7%)	3,532 (58.0%)	3,538 (58.7%)	3,781 (61.2%)	3,863 (61.5%)
最 終 処 分 量	502 (7.8%)	276 (4.5%)	233 (3.9%)	320 (5.2%)	391 (6.2%)

()内は排出量に対する割合

第3節 大阪市域における産業廃棄物排出量等の将来予測

平成22年度の産業廃棄物の処理処分状況および業種ごとの活動量指標（元請工事高、売上高、従業員数など）の伸び率などを考慮し、平成27年度における将来予測を行いました。

1 排出量

平成22年度の排出量に対し平成27年度は、ほぼ横ばいと予測されました（図9）。また、業種別、種類別排出量についても、大きな変化がある種類はないと予測されました（資料編 図13、図14）。

2 処理処分状況

処理処分状況の将来予測を行った結果、再生利用量（率）は増加することが予測されていますが最終処分量（率）に関しては、ほぼ横ばいであることが予測されました（図9）。

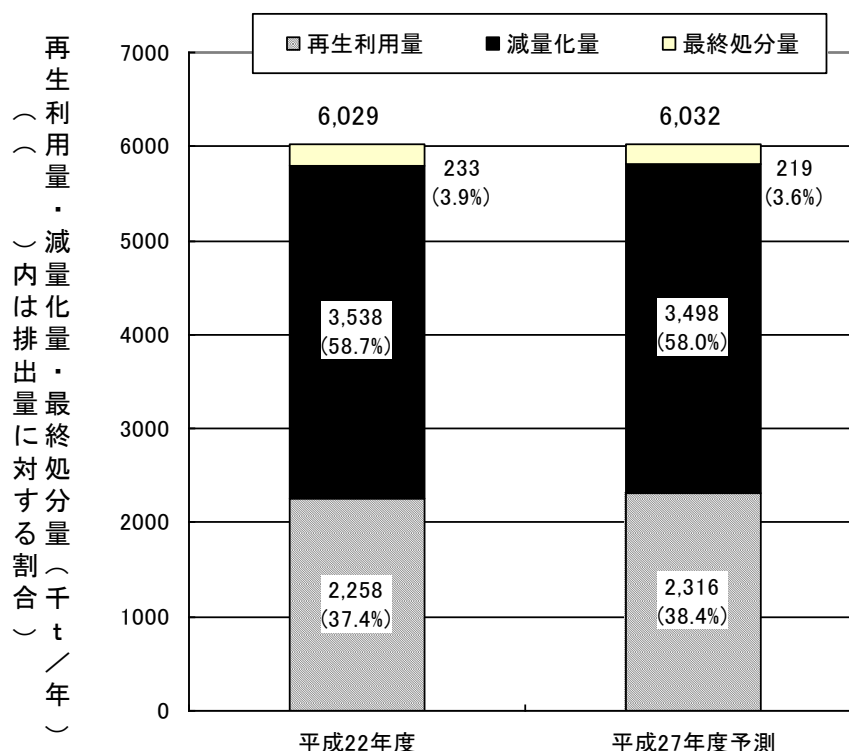


図9 産業廃棄物の再生利用量・減量化量・最終処分量の将来予測結果

第2章 大阪市域における産業廃棄物処理に関する課題

平成22年度の大阪市産業廃棄物処理実態調査等の結果から大阪市域における産業廃棄物処理に関する主な課題に、次のようなものが挙げられます。

1 排出抑制と再生利用の促進

(1) 建設業から発生する産業廃棄物の排出抑制

建設業から発生する産業廃棄物量は、大阪市域で発生する産業廃棄物量の約4割を占めていることから、建設工事現場で発生する建設廃棄物の排出抑制が必要です。

(2) 製造業から排出される産業廃棄物の再生利用等

製造業から排出された産業廃棄物の最終処分の割合は、建設業や電気・水道業と比較して高く、産業廃棄物の再生利用や減量化が必要です。

(3) 産業廃棄物の排出抑制と再生利用等

産業廃棄物の最終処分量を減らしていくためには、産業廃棄物の発生から処理の過程において、排出抑制、再生利用や減量化の推進が必要であり、事業者や産業廃棄物処理業者等の関係者がこれらの取組みを積極的に行わなければなりません。

2 適正処理の確保

(1) 廃棄物処理法の周知徹底

産業廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物処理法に規定する処理基準、委託基準などの各種基準の遵守や産業廃棄物管理票（マニフェスト）等による産業廃棄物の適正管理の徹底が必要です。そのため、事業者や産業廃棄物処理業者等の関係者が廃棄物処理法の規定を十分理解し、適切に運用されなければなりません。

(2) 建設廃棄物の適正処理の確保

市内各所で行われている建設工事において発生する建設廃棄物は、工事現場ごとに産業廃棄物の種類や量が異なります。そのため、建設廃棄物の適正処理の確保を図るためには、廃棄物処理法の遵守等について排出事業者の元請業者をはじめ工事関係者による適正管理が必要です。

(3) 事業系廃棄物（缶、びん、ペットボトル等）の適正区分、適正処理

事業系廃棄物は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、この産業廃棄物には生産工程や建設工事から発生した廃棄物以外に、事務所や倉庫等から発生した廃プラスチック類や従業員が使用した空き缶、空きびんやペットボトルなどのプラスチック製容器といった通常の生活で発生するような廃棄物も含まれます。そのため、事業系廃棄物の適正区分を行い、それぞれ廃棄物処理法の規定に基づき適正処理が必要です。

(4) 特別管理産業廃棄物の適正処理

廃棄物処理法では、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものは特別管理産業廃棄物に指定されています。そのため、PCB 廃棄物、アスベスト廃棄物や感染性産業廃棄物など特別管理産業廃棄物に指定されている産業廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全上支障が生じないよう廃棄物処理法の遵守など適正管理の徹底が必要です。

3 最終処分量の減

平成 22 年度における大阪市域で排出された産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度や平成 17 年度の調査結果と比較して減少しています。しかし、最終処分量の残余容量に限りがあることや新たな最終処分場の確保が困難であることから、引き続き、産業廃棄物の最終処分量を減らしていかなければなりません。

第3章 大阪市域における産業廃棄物の処理に関する課題への解決へ向けて

第2章に掲げた産業廃棄物処理に関する課題に対して、事業者、産業廃棄物処理業者、市民、行政等の関係者に次の取組みが求められます。

第1節 事業者の取組み

廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならないこととなっています。また、廃棄物の再生利用等から減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合において処理が困難にならないような原材料の選定等が求められます。事業者は、これらの責務を果たすよう産業廃棄物の排出抑制、再生利用や適正処理等に関し次の取組みが必要です。

1 排出抑制、再生利用と減量化の推進

- 産業廃棄物の発生抑制・排出抑制、再生利用や減量化に資するよう生産工程や建設工事の施工方法等の評価に努めること
- 産業廃棄物の分別や再生利用等において最終処分量の減となるよう処理方法を選択すること

2 適正処理の推進

- 産業廃棄物を自ら処理する場合は、廃棄物処理法に規定する保管基準や処理基準等の遵守を徹底し、産業廃棄物の適正処理を確保すること
- 自ら処理を行う場合の処理施設については、施設の維持管理を徹底すること
なお廃棄物処理法の施設許可に該当する場合は、廃棄物処理法に規定する維持管理基準を遵守すること
- 産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者等に委託する場合は、廃棄物処理法に規定する委託基準の遵守徹底や産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等により産業廃棄物の処理終了の確認を確実にすること
- 産業廃棄物処理業者等の選定や処理にあたっては、廃棄物処理法に規定する優良認定業者や熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の活用に努めること

3 管理体制の充実

- 産業廃棄物の減量や適正処理に関する業務に従事する者を監督するため、産業廃棄物管理責任者を事業場に設置するなど管理体制を構築し、産業廃棄物の保管や処理等が適切に行われるよう従事者に対し、廃棄物処理法等の周知徹底に努めること

第2節 産業廃棄物処理業者の取組み

産業廃棄物処理業者は、廃棄物処理法に基づき都道府県知事等の許可を受け、事業者から排出された産業廃棄物の収集運搬や再生等の処分を行うための能力や施設を有しています。そのため、産業廃棄物の再生利用、減量化や適正処理等の推進にあたっては、産業廃棄物処理業者の役割は重要であり次の取組みが必要です。

1 効率的な収集運搬等の実施

- 事業場から排出された産業廃棄物の性状等に応じて、適切な車両や運搬容器等の機材の選定を行うとともに、複数の事業場から排出される同一性状の産業廃棄物についてルート回収を行うなど効率的な収集運搬に努めること
- 低公害車の導入など環境配慮に努めること

2 再生利用と減量化の推進

- 事前選別による有償譲渡できる物の收拾、産業廃棄物の再生利用率や減量化率の向上に最適な処理条件の設定などに努めること

3 適正処理の推進

- 廃棄物処理法に規定する処理基準の遵守徹底や施設の適正管理など産業廃棄物の適正処理の確保に努めること
- 積替え保管施設や処分施設においては、産業廃棄物の選別や破碎等の処理作業に伴う環境負荷の低減化や事故防止のために必要な措置を講じること

第3節 市民の取組み

公共交通機関や商業施設など外出先や勤務先で私たちが排出したペットボトル等の廃プラスチック類など産業廃棄物に該当する物があります。そのため、市民としての取組みも必要です。

- 市民生活や職場において、再使用や分別などの取組みを実施し、産業廃棄物の排出抑制や再生利用等に努めること

第4節 行政の取組み

- 事業者や産業廃棄物処理業者等の関係者に産業廃棄物の排出抑制、再生利用や減量化についてより一層の推進を促すためには、排出事業者として行政自らが率先してこれらの取組みに努めること
- 公共建設工事から発生する建設廃棄物については、注文者として分別排出の実施を工事関係者に促し、再生利用と適正処理がなされるよう管理監督すること

- 建設廃棄物のうち、がれき類や建設汚泥については適正な管理の下での現場内等の利用を促進すること
- 上下水道からの汚泥は多量に排出されていることから、上水汚泥については建設資材などへの再生利用、下水汚泥についてはバイオマスエネルギーとしての活用など新たな取組みを進めること
- 物品購入や納品にあたっては、「大阪市グリーン調達指針」等に基づき環境負荷の低減に努めること

第5節 相互の取組み

各関係者がそれぞれの役割を認識したうえで、お互いに取組みを実践することにより、相乗的な効果となるよう進めることとします。(図10 関係者の相互関係図 図11 相互関係の具体例 参照)

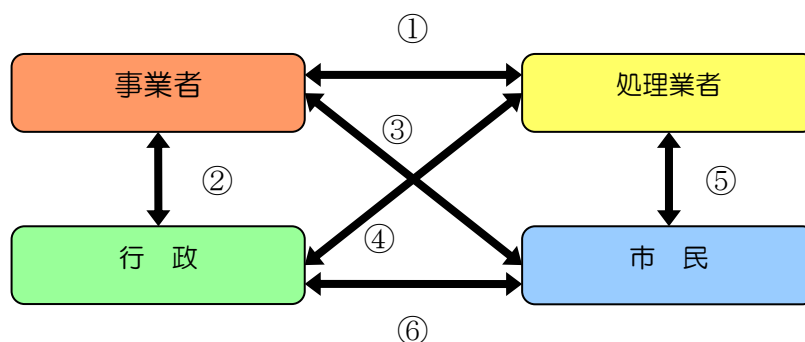


図10 関係者の相互関係図

<p>① 適正な処理料金の負担と廃棄物情報の提供</p> <p>適正処理の確保</p>	<p>② 排出量等の報告</p> <p>適正処理や再生方法などの情報提供</p>	<p>③ 環境に配慮した製品の生産</p> <p>環境に配慮した商品の優先的使用</p>
<p>④ 処理処分状況の報告</p> <p>立入、行政指導等</p>	<p>⑤ 生活環境の保全への配慮と処理状況の開示</p> <p>産業廃棄物処理に関する意見</p>	<p>⑥ 産業廃棄物の処理に関する情報提供</p> <p>行政の施策に対する協力</p>

図11 相互関係の具体例

第4章 大阪市産業廃棄物処理指導方針

大阪市域における産業廃棄物の課題解決および循環型社会の構築に寄与するため、廃棄物処理法等に基づく規制指導にあたって本市の方針を次のとおり示します。

1 排出事業者に対する指導

(1) 排出事業場に対する立入

排出事業場への立入を定期的に行い委託基準の遵守や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の適正使用、および産業廃棄物の分別、再利用や再資源化について指導します。

(2) 自社処理施設に対する指導

廃棄物処理法に定める「産業廃棄物処理施設」など、産業廃棄物処理施設の設置者に対しては、処理基準と施設の維持管理に関して指導します。

(3) 多量排出事業者に対する指導

産業廃棄物の減量化を推進するため、廃棄物処理法に基づく多量排出事業者への減量化等を指導します。

なお、対象者の把握にあたっては「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を活用します。

(4) 建設業者に対する指導

建設廃棄物の適正処理の確保を図るため、注文者、元請業者などの建設工事関係者に対し、廃棄物処理法等の周知と遵守徹底を指導します。また、建設工事現場や解体工事現場への立入を行い建設廃棄物の分別など排出抑制を指導します。

(5) 排出事業者向け情報提供

排出事業者に分かりやすく委託契約や産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用などを「廃棄物処理法のしおり」や各種リーフレットを作成し、情報提供を行います。また、委託先が選定しやすいよう許可業者名簿や優良認定業者をホームページ上で情報提供を行っていきます。

(6) 事業系廃棄物の適正処理に対する指導

事業系廃棄物の分別や処理委託に際しては引き続き適正処理が求められることから、排出事業者に対する啓発や指導を行います。

2 処理業者に対する指導

(1) 適正処理の確保

産業廃棄物処理業者の事業場等に定期的に立入を行い、処理基準の遵守や帳簿書類の確認など、産業廃棄物の処理に関する関係書類を確認するほか、産業廃棄物の受入、収集運搬、処分等について計画的な受入など適正処理が確保されるよう指導します。特に、積替え・保管施設や処分業者に対しては産業廃棄物処理実績報告書の提出を求め、産業廃棄物の適正処理の確認と処理状況を把握します。

(2) 再生利用、減量化の推進

事前選別など産業廃棄物の種類や性状に応じ再生利用や減量化の処理を指導します。

(3) 事前協議制度

廃棄物条例では、産業廃棄物処理施設の設置等を行う際には、事業者に対し本市との協議や関係住民との説明会の開催を義務付けた事前協議制度があります。本市は産業廃棄物の処理施設等の設置について、廃棄物条例の適切な運用を図るとともに、事業者に対し周辺地域の生活環境の保全等に関し適切な配慮を行うよう指導します。

3 産業廃棄物処理施設設置者に対する指導

廃棄物処理法施行令第7条に掲げる産業廃棄物処理施設の設置者に対し、廃棄物処理法に規定する施設の維持管理の技術上の基準の遵守徹底に加え、各設備の定期的な点検を行い、施設の稼働に伴う周辺的生活環境の保全上支障がないよう指導します。

4 特別管理産業廃棄物に対する適正処理対策

(1) PCB 廃棄物

PCBは人体への毒性が社会問題化し、昭和47年から新たな製造が禁止されています。廃棄物となったPCBについては、廃棄物処理法とPCB特措法により適正保管と法で定められた処理期限までに適正処分することが定められていることから、本市はPCB廃棄物保管事業者等に対し次の指導を行います。

ア PCB 廃棄物の保管事業者に対する指導

PCB 特措法に基づく、「保管及び処分状況等届出書」や「保管事業場の変更届出書」により市内のPCB 廃棄物の保管・処分状況を把握します。また、立入を行うなど漏えいや紛失がないよう指導します。

イ JESCO 大阪事業所に対する指導

近畿 2 府 4 県の高濃度 PCB 廃棄物処理する JESCO 大阪事業所に対し月 1 回の立入検査を行い、PCB 廃棄物の適正処理と施設の維持管理等について指導します。また、PCB 廃棄物の処理等については、学識経験者等で構成される「大阪市 PCB 廃棄物処理事業監視会議」を公開で開催し、報告します。

ウ 関西電力(株) 柱上変圧器資源リサイクルセンターに対する指導

管内に保有する PCB を含む柱上変圧器の自社処理を行っている関西電力株式会社に対し、立入検査を年 4 回以上行い、適正処理を指導します。

(2) 感染性産業廃棄物

感染性産業廃棄物の適正処理については、廃棄物処理法のほか「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」が示されています。感染性産業廃棄物を排出する医療機関や特別管理産業廃棄物処理業者に対し、ホームページ等を通じて廃棄物処理法や本マニュアルの内容の周知徹底を行い、感染性産業廃棄物の適正処理等を指導します。

(3) アスベスト廃棄物

廃石綿等や石綿含有産業廃棄物については、廃棄物処理法のほか「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」が示されています。アスベスト廃棄物を排出する建設業者や産業廃棄物処理業者に対し、ホームページ等を通じて廃棄物処理法や本マニュアルの周知徹底を行い、アスベスト廃棄物の適正処理等を指導します。

(4) その他の有害産業廃棄物

重金属等を含む有害産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し適切な措置を指導します。また、有害産業廃棄物を排出する事業場や処理業者に対する立入を行い、排出状況の確認や保管、処理に伴い、飛散、流出等が起きないように必要な指導をします。

5 建設廃棄物に対する適正処理対策

(1) 建設廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の発生および排出の抑制並びに再生利用等による減量その他その適正な処理の確保に資するため、「大阪市建設工事における産業廃棄物の処理に関する指導要綱」を定めています。本要綱に基づき注文者、建設業者、産業廃棄物処理業者に対する責務等、建設廃棄物の再生利用の推進および適正処理について指導します。

(2) 自ら利用の推進

建設廃棄物のうち建設汚泥とがれき類については、「廃棄物」のまま利用するのではなく、「資材」として占有者が自ら利用するための適用工事および条件等を定めた「大阪市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針」「大阪市がれき類の自ら利用に関する指導指針」があり、これらに基づき建設汚泥等の再生利用の推進および適正処理について指導します。

(3) 再生利用指定制度の推進

再生利用指定制度は、廃棄物規則において再生利用が確実であると認められると本市が認めた産業廃棄物のみの収集、運搬又は処分を業として行う者に対して本市が指定するもので、産業廃棄物の再生利用の推進を図っています。本制度の適切な運用を図り、建設汚泥の再生利用が確実に行われるよう指導します。

(4) 産業廃棄物自家保管の届出

建設廃棄物等の不適正保管を未然に防止するため、廃棄物処理法又は廃棄物条例において、産業廃棄物を発生した事業場以外の場所で自ら保管する場合には事前の届け出が義務付けられています。本届出による建設廃棄物の保管状況の確認や適正保管を指導します。

6 業界団体に対する啓発指導

個々の排出事業者や産業廃棄物処理業者に啓発指導を行うほか、各種業界団体を通じて廃棄物処理法の遵守などを指導します。また、産業廃棄物に関する講習会や説明会を開催します。

7 不適正処理に対する指導

不法投棄や不法焼却など産業廃棄物の不適正処理が確認された場合には、廃棄物処理法に基づき厳正に対処していきます。特に悪質な法違反を行った場合には行政処分や氏名等公表を行います。

8 関係機関との連携

(1) 広域行政

産業廃棄物は広域的な処理が行われることから、近畿2府4県の産業廃棄物担当行政間での情報交換や調査研究など、広域的な産業廃棄物規制を積極的に行います。また、国に対して産業廃棄物に関する意見交換を行います。

近畿圏の内陸部はすでに高密度の土地利用が進み、個々に最終処分場を確保するのは、きわめて困難な状況であり、長期安定的に、また広域的に廃棄物を適正処理するための最終処分場の整備を図る「大阪湾フェニックス計画」に参画します。

(2) 捜査機関

行政指導に従わないような悪質な事業者、処理業者の排除のため、廃棄物処理法による命令違反などの場合は、大阪府警察本部と密に連携し情報提供など積極的に対応します。

(3) 庁内関係各局

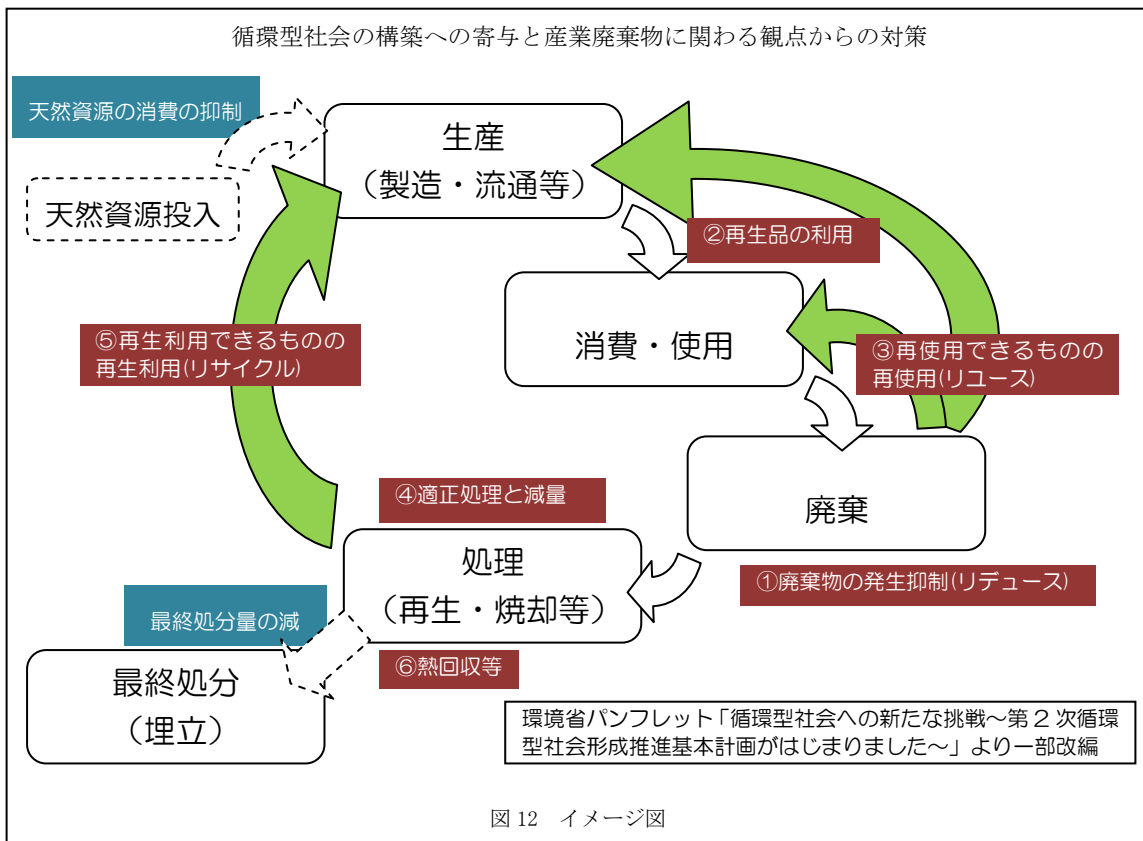
建設リサイクル法や環境法令等を所管する他部局と密に連携し効果的に指導します。

9 情報の発信

市民にも分かりやすい廃棄物処理法に関する情報や産業廃棄物の処理に関する情報について、ホームページ等を通じて発信します。

これらの指導方針に基づき、関係者に対する指導を行います。

さらに、産業廃棄物の処理は、循環型社会の構築とも関係することから産業廃棄物の発生、排出段階での指導だけでなく、排出された産業廃棄物を処理する場合には適正処理に対する指導が必要です。その結果、最終処分量の減につなげ、循環型社会の構築に寄与することとします。(図12 イメージ図参照)



第5章 指導方針の点検見直し

本方針実施の進行管理にあたっては、平成22年度実態調査の実績と経済指標および排出事業者や処理業者からの各種報告などから毎年、処理処分状況の推計を行い、5年に1回実態調査を実施します。また、社会経済情勢の変化等を踏まえ必要に応じて内容の見直しを行うこととします。